

令和7年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第8日（令和7年12月8日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第76号「工事請負契約金額の変更について」までの議案23件を一括議題  
(質疑)

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 坂下 文宏 君 | 2番 | 新谷 英生 君 |
| 3番 | 形岡 弘士 君 | 4番 | 谷口 佳保 君 |
| 5番 | 弘田 条 君 | 6番 | 武政 健三 君 |
| 7番 | 山崎 誠一 君 | 8番 | 吉村 政朗 君 |
| 9番 | 作田 喜秋 君 | 10番 | 前田 晃 君 |
| 11番 | 浅尾 公厚 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

12番 永野 裕夫 君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 池 正澄 君 局長補佐 山本 卓己 君
再任用職員 窪内 研介 君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長          | 早川 聡 君  | 会計管理者兼<br>会計課長       | 萬 知栄 君  |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 岡田 旭生 君 | 企画財政課長               | 酒井 満 君  |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 畑山 正王 君 | 危機管理課長               | 岡田 哲治 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 永野 美歌 君 |
| 市 民 課 長                 | 東 直能 君  | まちづくり対策課長            | 和泉 政彦 君 |
| 観光商工課長                  | 横山 英幸 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 中尾 吉宏 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 宮地 一豊 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 濱田 三幸 君 | 教 育 長                | 斧川 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 田村 五鈴 君 | 生涯学習課長               | 山本 悟 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 坂本 久恵 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和7年土佐清水市議会定例会12月会議、第8日目の会議を開きます。

この際、12番永野裕夫君が欠席となりますので御報告いたします。

日程第1、市長提出、議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第76号「工事請負契約金額の変更について」までの議案23件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 皆さん、おはようございます。会派希望の新谷英生です。

先日の11月会議と12月会議の再開日に、副市長も述べられたとおりですが、市長の逮捕とともに我々同僚の議員が逮捕となったことは、単なる個人や議会の問題にとどまらず、土佐清水市民の生活全般に悪影響を及ぼし、政治そのものへの信頼の失墜、民主主義に対する信頼を大きく損ないました。日々の仕事や暮らしを誠実に生活している市民の皆様には、大変大きな御迷惑をおかけし、また、土佐清水市に暮らす皆様、全国で活躍されている本市出身の皆様には、大変な御心配をおかけすることとなりました。同じ議員の一人として、心からおわび申し上げます。市民の皆様、大変申し訳ございませんでした。

今回の事件を受けて、真相の解明、再発の防止に向けて、我々議会も行政とともに努めていかなければなりません。我々もでき得る協力は惜しむことなく努め、議会と行政が共に情報共有をしながら、市民の信頼回復のため努めていきますので、今後とも、御指導、御協力のほどよろしく願いいたします。

先日の2日には、高知地検で、前市長とともに議員らの起訴が決まりました。まだこれから処罰といったことが明らかになっていくことではないかと思いますが、また動向を注視していかなければなりません。

今回の事件の真相究明と事実の確認、再発防止と今後の対策、信頼回復に向けてといった観点から質問をさせていただきます。

まずは、総務課長へお尋ねをいたします。

今回の事件で市長や市議が適用となった官製談合防止法違反とは、公契約関係競売入札妨害とはどういったものか、総務課長、お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

官製談合防止法とは、国や地方公共団体の職員が入札談合に関与することを防ぐための法律です。この法は、職員が談合を指示したり、予定価格などの秘密情報を漏らしたり、落札者を指名したりする行為を防ぎ、入札の公正を保つことを目的として定められています。

官製談合防止法違反の具体的な行為としては、1、談合の指示、事業者ごとの年間受注目標額を提示し、その達成のために談合を指示すること。2、秘密情報の漏えい、公開前の予定価格や最低制限価格の情報や指名する事業者名を漏らすこと。3、談合の幫助、事業者からの依頼を受け、特定の事業者を指名して談合を容易にすること。4、受注者の教示、受注者を指名する意向や受注希望者名を教示すること。これらの行為を行うと官製談合防止法違反となりま

す。違反すると、5年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金が科せられます。

続いて、公契約関係競売入札妨害罪は、刑法第96条の6第1項に規定されており、公の競売や入札において、偽計または威力を用いて公正を害する行為を指します。また、公契約関係競売入札妨害罪は、入札の結果にかかわらず、行為があった時点で成立するとされています。たとえ、落札者とならなかったとしても、特定の入札者のみに予定価格や最低制限価格を伝えて入札させる行為そのものが偽計に当たり、公契約関係競売入札妨害罪に該当します。刑罰として、3年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金、あるいはその両方が科せられることとなります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 刑罰の考え方として、両方の罪の構成要件を満たしている場合、原則として刑の重いほうの刑罰で処断されることとなるということ、調べていく中で分かりました。より重い刑罰が適用されるということです。またこの辺は裁判等でまた時間の経過とともに明らかになるかと思えます。

続けて、総務課長へお尋ねします。

こういった制度を学び、理解をするといった職員のコンプライアンス研修、制度整備理解の徹底についてはどのようになされておりますか。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

以前、高知県内で発生した官製談合事件を受けて、オンラインの形式で、高知県が開催した入札談合の防止や不当要求への対応についての研修に参加していました。今後は、官製談合防止のためのマニュアルを作成するなど、市職員だけでなく、市議会とも連携して、入札制度におけるコンプライアンスや制度の理解について研修する機会を設けることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） こういったことは、本来であれば、我々議員や行政職員ならば一般常識であるべきこととは思いますが。ぜひ、いま一度、市職員とともに我々議員も、またコンプライアンスの制度の理解の研修を共に実施していければと思います。

次に、日頃の入札情報の管理についてです。

前回の9月会議でも質問させてもらった、予定価格や最低制限価格といった入札情報ですが、予定価格や最低制限価格が決定し、入札までにかかる期間はどれぐらいがかかり、それに関わる職員は何名がいるのか、そしてどのように管理をされているのか、いま一度、総務課長お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

入札の開始時間は、その日の入札件数に合わせてあらかじめ決めておりますので、入札ごとに予定価格及び最低制限価格を決定してからの時間が異なりますが、予定価格及び最低制限価格は、原則として入札日の朝に建設事業管理審査委員会を開催し決定しております。予定価格及び最低制限価格の決定に関わるのは、建設事業管理審査委員会の委員4名、事務局2名の計6名であり、予定価格及び最低制限価格の決定後に予定価格調書に各委員の決裁をした上で封入し、入札が執行されるまで封入したまま閲覧できない形で管理しております。なお、請負金額が5,000万円以上のときは、予定価格及び最低制限価格の決定が市長決裁となりますので、市長が決裁した後に封入しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 6名と5,000万円以上のことでしたら、市長も含めた7名が情報としては知っている形になるのかなと分かります。

入札を行う側の行政がルールをしっかりと把握をし、入札をされる側の事業者もルールを把握した上で、守るべきことをしっかりと守っていれば今回のような事件は起こり得ません。

利害関係者との接触ルールの明確化について、こちらも総務課長にお尋ねいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

官製談合防止における利害関係者とは、職員の職務の相手方で、職務遂行によって直接的・間接的に利益または不利益を受ける可能性がある人を指します。利害関係者に該当する相手からの接待や贈与などを受けることは禁止されておりますので、注意点などを職員に対し周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） この辺も一般常識といえれば一般常識のことですが、先ほどのコンプライアンス研修等の実施を通じて、学び直しを共に行っていけたらと思います。

それでは、今回の事件において、市長と市議会議員が関与したとされる官製談合の具体的な経緯について、市が把握している事実を時系列で総務課長にお尋ねいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

今回の事件となった、こども未来第3号、宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）の指名競争入札は、令和7年4月30日付で6社に指名通知を行い、令和7年5月28日の水曜日の13時30分に入札を執行しました。入札記録は、入札参加者は4社、落札者は株式会社井上電工、落札額は5,913万円、予定価格は6,427万円、最低制限価格は5,912万円となっています。

その後、11月11日に本入札における官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害疑いで、程岡市長、永野市議、落札者である株式会社井上電工の会社役員を含む、四万十市の事業者の会社役員2名が高知県警に逮捕され、12月2日に高知県地方検察庁が起訴したことを把握しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 報道で何度も発表されておりましたので、多くの市民が、5,000万円を超える入札で1万円増しの落札や、他の入札でも数万円の誤差で落札をされているということを受け、市民はこういったことが多発されているのではないかと非常に多く心配する声が我々にも多く聞かれたことでした。この辺に関しては、警察の捜査で全ての膿を出し切っていただいて、全容を明らかにしてほしいと強く願っております。

続いての質問です。総務課長へお尋ねします。

行政として、担当課として、どのような対策をしていけば今回の事件は防げたと思いますか。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

市長自らが入札情報を漏えいしたということは、最低制限価格が入札の秘密事項であることの認識がなく、公人としてのモラルに欠けていたと言わざるを得ません。報道があった今回の事件は、市長決裁により最低制限価格を設定していましたので、情報を知り得た市長自らが入札情報を漏えいしており、コンプライアンスに反する行動については防ぎようがなかったと考えております。

しかしながら、今回の事件を踏まえ、組織としても情報漏えいの防止策について、今後検証する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 今回の事件においては、市長自らが入札情報を漏えいしたということですので、私も同様に防ぎようがなかった事件ではないかと思っております。ただ、それでも今回の事件を考えると、市長に尋ねられたとしても、入札の情報等はもう決して漏らさないといったことも情報漏えい対策の一つとして検討していったほうがいいと思っておりますが、先ほどもありました5,000万円以上は市長決裁が必要ということ言えば、やはり防ぎようがなかった事件とも思っております。こういったことで市の職員が悪く言われてしまうといったようなことは、非常に僕としても遺憾ですので、市長には本当に残念なことをしてくれたなと思っております。

次です。今回の事件に市の職員の関与はないのか、総務課長、お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

今回の事件を受けて、市も警察への調査に全面協力しておりますし、職員の関与はないと認識しております。

報道のあった5月28日の入札における最低制限価格等の設定については、入札日当日の8時30分から建設事業管理審査委員会を開催し、委員による審議を踏まえて最低制限価格の設定を行い、市長の決裁を受けております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） ありがとうございます。

市の職員の関与はなかったと。この辺りもまた捜査上で明らかになってくるとは思いますが、今回、市民の多くの方に聞かれたことの一つに、今回の事件だけではないのではないかと、余

罪の可能性はどうなっているのかということも非常に多く聞かれます。

総務課長にお尋ねをします。今回の最低制限価格の漏えいは、特定の個人の独断なのか、組織的な関与の可能性は本当はないのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

組織的関与は一切ありません。市長が独断で最低制限価格を漏えいしたものでございます。以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 組織的関与はないということを宣言していただきました。ありがとうございます。

市職員は不正を全くしてないということをお聞かせしてもらいましたので、余罪等のことは繰り返しになりますが、今後の調査や捜査で明らかになっていくことと思います。これも繰り返し何度もありますが、全ての膿を出し切ってもらいたいと強く願います。

続いては、再発防止をいかに図っていくのかの質問です。

前回の9月会議のときにもいろいろな業者にお聞きをしましたが、主に土木関係事業者では、参考にしてているデータ等が同じなため、毎回入札が同額で発生し、くじ引をすることが常態化されていることもお聞きをしました。これが繰り返されていく中で、このやり方が本当に公正公平な入札の方法なのか、入札制度の見直しはどのようにしていくか、ほかの方法はないのか。総務課長、お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

毎回、最低制限価格と同額のくじ引になっている業種の入札が公平公正な入札であるかという問いであります。現在の入札において、落札者となるためには、予定価格から最低制限価格の範囲内で入札する必要があり、落札額でいうと、最低制限価格は下限の額となるため、各事業者は様々な努力を重ね、本市が示す設計書の積算を行い、入札されています。

また、最低制限価格の制度については、過度な低価格競争を防ぐことで、発注者として適正な工事の履行を求めるために導入しており、ほとんどの自治体が本市と同じく、国や高知県のモデルを採用していることから見ても、公正公平な入札方法であると認識しています。

入札制度の見直しについては、どの方法が本市にとって合っているのか、今後研究していき

たいと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 多くの自治体が同様に国や高知県のモデルを採用しているとのことで、公正公平に一番近い方法であるということは理解をいたします。ただ、考えることをやめることなく、他県の入札方法等も調査をしてみて、今後の検討をしていってほしいです。

次に、前回の9月会議では、入札の結果が4回連続びたり一致したことに對して、「設計書や算出方法の公表により、一致もあり得る」との執行部の答弁でした。そのことに對し、入札に参加された事業者からも「これらが明らかにおかしい、調査をしてほしい」といった異議申立書が出されたといったこともありました。こういう明らかにおかしいと思える事態が起きた際には、今回のような官製談合等の疑いを持ち、調査や対応をするべきではないかと考えるが、総務課長の所見をお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

今回の事件を受け、他の入札においても疑いの目で見られていることは理解できますが、9月会議でも申し上げたとおり、単価等が明確に示されている設計書については、設計額の積算が可能でありますので、最低制限価格の算出方法を公表している以上、最低制限価格と一致させることが可能です。よって、連続しているとはいえ、最低制限価格との一致した入札イコール官製談合の疑いを持って対応することは現実的ではないと考えますが、今後の入札において疑わしい事案が生じたときは、速やかに調査機関へ通報等の対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 確かに、多くの自治体では、技術職員といった専門的な職員が少ないために、国や県の方式に準じているところが多いということは理解しますが、都市部での技術系の業務を多く抱える自治体等では、総合評価方式やプロポーザル方式、技術提案型入札などを独自に導入されています。これを本市で同様にということはなかなか難しいかもしれませんが、これらの他の先進的なやり方を取り入れることは、今回のような事件を未然に防ぐ意味で

も、これらのやり方を導入に向けた調査や研修は進めていくべきと思います。また、それらが信頼回復の一つにもつながってくるのではないかと考えます。

また、県内の他市町村では、入札の方法や結果をすぐにホームページ上に公表する自治体もあると聞いておりますので、誰が見ても公平公正な、透明なガラス張りの入札方法、結果の開示等を取り入れていくべきと考えます。

続けて、総務課長へお尋ねします。

第三者委員会の設置や、庁内の調査体制の構築について内部通報制度の整備、通報者保護制度を活用し、不正の早期発見を促進といったことも他市町村では行われておりますが、本市は再発防止のためどのような対策をしておりますか。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

建設事業管理審査委員会の委員や事務局の職員は、入札制度においては当事者となってしまいますので、庁内の調査体制の構築については、外部の委員を含むなど、今後設置について検討してまいります。

また、内部通報制度や通報者保護制度については、土佐清水市の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱を定めておりますので、入札制度における通報等についても、同要綱の規定にのっとった運用を行い、不正の早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 総務課長、どうもありがとうございました。

最後に、副市長にお尋ねをします。

市民への説明責任、信頼回復に向けた発信をどのように行っていくか、市民が失った行政の信頼を具体的にどのような取組にて回復をしていくのか、決意と具体的な行動について、副市長の所見をお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたします。

行政への信頼は、市民の皆様の生活基盤を支えていく上で、最も重要な土台であると感じております。この信頼を失った状況を極めて重く受け止め、説明責任の徹底と信頼回復に向けた発信を柱として、全職員一丸となって取り組んでまいります。

また、令和7年11月11日火曜日午前9時過ぎに今回の程岡市長逮捕の一報が入り、当日中に私と教育長、企画財政課長、総務課長が緊急記者会見、謝罪会見を開いたことは、説明責任の徹底といたしまして、市民の皆様へ、まず「隠さない、ごまかさない、迅速に伝える」という姿勢を徹底した結果であると感じております。

さらに、信頼回復に向けた発信といたしまして、令和7年11月19日水曜日の午後より、臨時の区長会を開催をしていただき、現段階での情報を迅速かつ丁寧に説明した次第でございます。今後も問題が発生した際には、その事実関係、原因、再発防止策を市のウェブサイト、広報などを通じて、最も迅速かつ正確に公表します。そして、コンプライアンス・倫理の徹底を心がけてまいります。市長が逮捕された事態を教訓とし、公務員倫理と法令遵守（コンプライアンス）に関する研修を強化し、単なる知識としてではなく、市民の皆様のために働くという意識を職員一人一人に深く浸透させます。

今回の事態を単なる一不祥事として終わらせるのではなく、市民本位の公正な行政へと生まれ変わるための最大の契機と捉えております。二度と不正は起こさないという強い決意の下、徹底的に、かつ継続的に取組を実行し、一歩ずつ、市民の皆様のご信頼を取り戻してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 副市長、ありがとうございます。

今回の事件では、市長のみではなく、我々同僚議員も関係しておりますので、議会の責任も本当に大きいと感じております。我々議員も共に隠さず、ごまかさずに捜査に全面協力をしていく所存です。答弁にもありましたように、今回の事件を古き悪習から脱却をし、真に公正公平な市民のための行政、市民のための議会へと生まれ変わる絶好の機会であるということも思います。

正直な気持ちとしては、副市長は本当につらく、御心痛はいかばかりかと思いますが、来月には新しい市長選挙も行われます。こういった事件があろうとも、市民の暮らしや生活は待たなしで進んでいきます。とはいえ、今回の事件を決してうやむやにでき得る問題ではありません。二度とこのような事件が起こらないよう、行政と議会と共に協力をし合って、市民の信頼回復に努めてまいりましょう。この項の質問は以上です。

続きまして、来年度に始まる地域みらい留学の新入学生についてです。

県外からの生徒を清水高校へ受入れをし、清水高校の生徒の増加から人口減少対策や若者たちが増えることへのまちの活性化という、地域みらい留学の寄宿舎の留学生の施設ともなる多

文化共生コミュニティ施設、通称「みらコミ」。今回の事件では、この若者の未来のため、これらの青年たちにつながる施設に関わることで事件となったことは本当に残念です。

地域みらい留学は、県内の地域や高校も取り組まれておりますが、初年度はどこも苦戦をし、多いところで1名から2名、3名といった少ない結果の中、清水は初年度から5名以上は来られるのではないかといい声も聞かれていましたので、それもこれも教育長をはじめ、教育魅力化推進係やこども未来課の皆さんの努力や尽力のおかげで、こういったことがいい初年度を迎えられそうなことだっただけに、今回の事件は重ね重ねですが残念です。

この多文化共生コミュニティ施設「みらコミ」について、こども未来課長へお尋ねをします。

今回の事件を受けて、年度内の完成は大丈夫なのか。電気事業者の経過、再契約までの要約と、今回発生し得る市の追加費用はどれぐらいになるのかをお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 田村五鈴君自席）

○こども未来課長（田村五鈴君） お答えいたします。

年度内の施設の完成につきましては、清水高校への進学を希望し、地域外からこの土佐清水市へ来てくれる地域みらい留学の生徒たちが、4月から知らない土地でスムーズに学校生活を送れるよう、何としても年度内に完成できるよう、それぞれの業者と進捗状況の確認や調整を行いながら進めているところでございます。

電気事業者との経過、再契約までについて要約してお答えさせていただきます。

令和7年6月4日に契約を締結していた電気業者と前市長が起訴されたことにより、12月2日付で合意契約解除を行ったところであり、12月3日電気業者へ入札参加依頼を総務課より発送、12月17日再入札実施による業者選定、12月24日には、新業者と契約締結を行う予定であり、令和8年2月末までの完成に向け作業を進めているところであります。

また、今回の件で発生した追加の費用額について、再入札設計にかかる費用が約74万円と新たに電気設備工事を再発注することによる工事費の増額が約40万円であり、現段階では、約120万円程度の増額が見込まれます。

なお、これらの増額分については、既存の予算の中で対応できる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 12月24日に契約が締結されるということで、年末ぎりぎりの契約締結になることと、約120万円程度の予算が増額、予算内では対応ができるということをお

聞きして一安心というか、期間が延びるということが本当に心配になりますが、2月の末までには完成がされて、4月には新しく新入生の受入れをできるようにぜひ努めていてもらえたらと思います。

続けて、こども未来課長へお尋ねをします。

来年度から、この地域みらい留学に合わせて、入試制度が変更になると聞いておりますが、どのような制度になるのか、また、清水中学校から清水高校への進学の影響はどうか、お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 田村五鈴君自席）

○こども未来課長（田村五鈴君） お答えいたします。

今年度実施される、令和8年度高知県公立高等学校入学者選抜において、新たな入試制度「こうちフロンティア募集」が、清水高等学校など中山間地域の県立高校10校を対象とし、これまでの入試日程に加えて、先行して1月中旬に実施されます。

こうちフロンティア募集は、各学校が教育活動の指針であるスクールポリシー等に基づいた求める生徒像を出願要件とし、検査内容は、面接、作文、プレゼンテーションのうちから、各学校が定めるとされています。

清水高等学校においては、1、地域や社会について関心を持ち、その仕組みや今後の在り方について考えようとする生徒、2、地域の自然、社会、人々について積極的に理解を深め、よりよくしようという意欲を持った生徒、3、国際社会や国際交流に関心を持ち、世界の人々と交流し、自分を高めたいと考えている生徒。これらのいずれかを満たす生徒を出願要件とし、「ジョン万次郎と私、そして、私の未来」をテーマとしたプレゼンテーションにより検査を行うとのことです。

高知県外在住の生徒については、事前の志願承認が必要となっており、今月12日までに県外からの志願入試算等を県教育委員会へ提出し、承認を得ることが必要です。

出願期間は、令和8年1月6日から1月7日までの2日間とし、検査実施日は、1月15日から21日の期間で学校が定める日とされており、清水高等学校は1月16日に実施される予定です。1月23日に合格発表が行われ、その後、合格者は1月30日までに入学意思確認書を該当の県立高等学校長に提出されることとされており、こうちフロンティア募集による合格者は、1月30日には確定される見込みです。

このこうちフロンティア募集の入試制度は、県外の生徒だけでなく、県内の生徒も受験が可能であり、清水中学校からの進学について、特段の影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 新たな高校の入試制度こうちフロンティア募集が整備をされるということで、最終的に1月30日には留学生が確定されるかもということも理解をしました。これまでの入試の方法と抜本的に変わってくることもありますし、また、清水中学生も受験が可能ということで、影響としましては、プレゼンが得意な子はこの1月の検査で入学を早めに決めてしまうことができるということです。ぜひ、中学生のみならず、市民の皆さんも、高校の入試制度が大きく変わることをお知りおきいただきたいと思います。

次の質問です。

清水中学校から清水高校への進学率を向上する取組についてです。

県教委が出している高等学校振興再編計画では、清水高校は13校の中山間地域等の小規模高校のCグループに分類されて、そこは地元中学校から50%以上の進学を目指すことに加えて、清水高校らの中高一貫学校は70%以上とあります。清水の教育委員会では、2年前から教育の魅力化コーディネーターや、今年度から教育の魅力化推進係もできて取組を行っております。

ここは、教育長へお尋ねをします。

清水中学校から清水高校への進学率向上について、これまでの課題と成果、これからの取組をお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

清水中学校から清水高校への進学率の向上につきましては、土佐清水市教育委員会としては、令和5年度から教育の魅力化推進コーディネーターの配置と、本年4月から、こども未来課に教育の魅力化推進係を新設し、その取組を進めてまいりました。

コーディネーター配置により、市内小学校と清水中学校・清水高校における魅力ある小・中・高一貫教育の実践を目指し、その柱としまして、ふるさと教育、ジオパーク学習、市内の豊かな自然を活用した学習、南海トラフ大震災を想定した実践的防災教育、さらには、ジョン万次郎の生きざまを核としましたジョン万学習の実践など、それぞれを系統的な学習プログラムとしての実践まで進めることができております。また、清水中学校と清水高校におきましては、土佐清水市中高生みらい議会における地域活性化のための提言等の取組にもつなげてまいりました。

今後は、それぞれの学習の全体計画の構築、市外からの転入職員への清水の地域や歴史につ

いて、より理解してもらう機会を設定すること、また、中高生みらい議会に関連する取組が、生徒自身のより主体的な取組となり、それが生徒の地域への関心の高さにつながるように支援をしていくことが大切だと考えております。

次に、教育魅力化推進係の設置に関しましては、清水高校や地域と連携し、留学生の受入れ体制の整備のほか、地域みらい留学フェス等に参加、全国の中学生とその保護者に対しまして、対面やオンラインで土佐清水市の魅力を説明してまいりました。これにより、取組初年度は、県外生徒の入学につなげることは非常に困難と考えられてきましたけれども、現段階の希望状況としましては、県内外合わせて10人が清水高校入学に関心を示してくれており、その約半分がより関心が高いものと考えている状況です。

また、本年9月から10月にかけては、外国語専門員をアメリカに派遣し、清水高校生の短期留学の際のホームステイ受入れ先の家庭の新たな掘り起こしや、現地の高校との交流プログラムの具体化を進めることができました。姉妹都市でありますアメリカフェアヘーブンの交流は、清水高校の特色ある取組であり、市として、本市の次世代を担う清水高校生が、グローバルな視点を持ち、国際社会で活躍できる人材へ成長することへの応援ができたことは、大変有意義なことだと考えております。

今後は、留学生の受入れに当たり、生活環境の整備はもちろん、本市での新たな生活に慣れてもらうために、地域との交流活動を継続的に行う仕組みをつくる必要があります。そのためにも、未来留学生を支援するサポーターの募集を地域に呼びかけ、地域の協力体制構築に努めていきます。

最後に、地域みらい留学生の受入れが、本市にとってどういった効果を及ぼしたのかを検証することや、これまでの情報発信等が適切であったのかを検証していくことも必要があると考えているところです。今後もあらゆる状況を想定しながら、受入れ体制の充実に尽力をしてまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 教育長、ありがとうございます。

今までの取組、成果等を示していただきましてありがとうございました。

地域みらい留学を通じて、現段階で、清水高校へ入学の興味を示してくれる方が10名ほどということは、初年度としては非常に大きな成果だと思います。県外からの留学生の取組を進めつつ、県教委や清水中学校と清水高校の教職員の皆さんと、また保護者・PTA等と連絡調整しながら、清水中から清水高校への進学率70%達成に向けて、さらなる振興をされることを

祈っております。

最後に、県教委が言われる、市町村や小・中学校と連携し、地域と一体となった魅力化・特色化が今後ますます重要となります。来年度には、中高生の新制服への移行もあります。先ほどの答弁のとおり、既に清水はいろいろな取組が先立って取り組んでいる部分も多いです。

清水高校進学への今後の取組や来年度以降の清水高校への支援について、教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

清水高校の魅力化を進めるための土佐清水市教育委員会としての支援につきましては、土佐清水市出身で、現在、関東で会社経営をしている方が、昨年度から、企業版ふるさと納税を行ってくれており、それを財源として清水高校の魅力化推進に関する補助金として活用しております。全校生徒を対象として、英語検定などの各種検定料や模擬試験などの補助を行っております。また、企業へのインターンシップへ参加するときや、大学などのオープンスクールに参加するときにも補助を行っております。

来年度からは、清水高校入学生全員に、入学準備にかかる経費の補助もスタートします。加えて、清水高校の全校生徒を対象に、地元の学習塾と連携し、大学進学希望者向けの公営塾を開設する予定となっておりますが、そこに参加する生徒への補助も行います。ほかにも、アメリカフェアヘブーンへの短期留学、そして、清水高校から海外の高校への長期留学をするための補助も行うなど、清水高校全員対象の支援の充実を進めていきます。

さらに、今後は、清水高校の清水学際や探求の時間などから生み出された地元活性化に関する事業提案や、土佐清水市中高生みらい議会における地元活性化に関する事業提案など、生徒が主体的に地元を思う気持ちで考えたことを形にすることで、地元に対する思いをより強くしてもらえるように、そこに予算をつけて支援することも検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 教育長、ありがとうございます。

地域みらい留学の推進や清水高校の生徒数確保について、なぜそれが必要かといった議論があったり問いがあったりしますが、それぞれ考えがあるとは思いますが、私が強く感じるのは、清水高校の教職員のすばらしさ、生徒を思い、支える力が教職員にそろっていることがあると

思います。部活動や専門職などでやりたいことがあって市外の高校へ行くことは止められませんが、清水高校で生徒たちが本当に大きな力をつけておりますし、大きな成長を見せております。そういった努力は、毎年、他の高校に負けない4年制大学への進学率といった結果でも見えておりますし、清水高校でさらに清水を学び、問題解決までも学んでいる生徒が、清水に暮らすことで郷土愛や地域への愛着を育んでいます。地元唯一の高等学校であり、最高学府の清水高校。ぜひ、清水中学校からも、少しでも多くの生徒が清水高校へ進学していくことが増えますことを祈りながら、この項を終わります。

続いての質問です。

市街地の旭町、鹿島公園に隣接する足摺黒潮市場についてです。

以前は、私がまだ学生の当時は漁民センターという建物があり、それをリニューアルして建設がされ、レストランや海産物やお土産販売などに加えて、オープン当初は港からホエールウォッチングなどが遊覧船として岸壁から出ていたことも記憶にあります。立地場所としても、足摺岬へ続く県道沿に位置し、止めやすい駐車場やトイレがあり、清水湾を見ながら水平線と、向かいには清水漁協と多くの漁船が見渡すことができ、足摺岬へ訪れる多くの観光客に利用されるとともに喜ばれてきました。それから長い時間が経過し、足摺黒潮市場が閉館になることを心配される声をお聞きしました。市民等より問合せがあったことから、現在の状況や今後の方針について、農林水産課長へお聞きしていきたいと思っております。

まず、足摺黒潮市場の目的について、農林水産課長、お願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 中尾吉宏君自席）

○農林水産課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

足摺黒潮市場につきましては、地域の活性化及びさかなのまちとしてのイメージ形成や、漁業と交流を結びつけることによって、本市の元気づくりと雇用の促進を図ることを目的として施設整備を行っております。運用につきましては、土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例及び同条例の施行規則が定められております。その中で、施設の使用期間は1年間で使用許可することとしており、毎年更新することが可能となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 市の条例も確認させていただきました。土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例に基づいて決定をされていると。

続けて、農林水産課長、お願いします。

今まで施設を運営していた管理者について、お願いします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 中尾吉宏君自席）

○農林水産課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

管理者につきましては、施設の完成当初、平成12年度から今まで、土佐清水海洋開発株式会社に施設の使用許可を行ってから、毎年、更新申請があり、今年度末となる令和8年3月31日までの使用許可を出しておりましたが、令和7年11月20日付で、同施設の返還届が提出されております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 事業者より、11月末をもって、施設の返還届が提出されたと。4月から翌年3月末までの契約だったものが、年度途中でやめたいといった申出があったことですが、貸出しをしている市としても驚いたこととは思いますが、それにより一番戸惑うのは利用されるお客様ではないかと思えます。

足摺黒潮市場はどのような利用契約だったのか、減免制度等も併せて、農林水産課長、お願いします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 中尾吉宏君自席）

○農林水産課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

さきの御質問で答弁しましたように、地域の活性化及びさかなのまちとしてのイメージ形成や、漁業と交流を結びつけることによって、本市の元気づくりと雇用の促進を図ることを目的として、施設の使用許可を出しております。

また、使用料の減免制度につきましては、土佐清水市地域食材供給拠点施設使用料減免基準により減免対応を行っており、過去3年間の納付金額につきましては、令和6年度は70万9,944円、令和5年度は53万2,458円、令和4年度は88万7,430円を納付いただいております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 改めてですが、足摺黒潮市場は市の施設。貸館として利用されている

中で、事業者が急に使用をやめたい、契約を途中で解除してもらいたいというのは、あまりに乱暴ではないかと思います。

他の施設、指定管理者等で管理している事業所とは、月単位などで調整会議や状況共有会議等がされているとは思いますが、足摺黒潮市場の事業者とはそういったやり取りはできてなかったのか、やめようとしたときにいち早く気づいて対応ができなかったのか、非常に残念に思うことと対応に疑問が残ります。

先ほど、施設の契約の中で、使用許可書を出して提出してもらおうとありましたが、条例等を確認すると、予算が伴っての使用許可ではない状況でないかと思いますが、施設を長年利用する中で老朽化や破損もあろうかと思っています。

農林水産課長へお尋ねします。

施設内の備品の修繕・改修具合、それに伴う予算について、過去3年間をお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 中尾吉宏君自席）

○農林水産課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

施設内の備品につきましては、主立った備品で、冷蔵庫、冷凍庫といった調理食材などの保管設備や販売用商品の陳列棚などがあります。

施設内の修繕や改修につきましては、直近の3年間でお答えいたしますと、令和7年度は、修繕料として合計191万1,800円を支出しております。内訳としましては、エアコン修繕料として44万4,400円、自動ドア修繕料として12万5,400円、ウッドデッキ修繕料として29万7,000円、駐車場の視覚障害者誘導用表示修繕料として104万5,000円を支出しております。

令和6年度は、修繕料等として合計480万6,736円を支出しております。内訳としては、照明修繕料として14万1,141円、トイレ改修費として436万7,000円、プレハブ冷凍庫修繕料として29万8,595円を支出しております。

令和5年度は、修繕料として合計124万9,520円を支出しております。内訳としては、照明修繕料として16万8,520円、エアコン修繕料として58万6,000円、警備受信機修繕料として24万2,000円、浄化槽仕切板修繕料として25万3,000円を支出しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） ありがとうございます。

先ほどの使用料3年間いただいたやつで合計が大体200万円ぐらいで、修繕についてざっくり計算したら、足して全部800万円ぐらいの形で言いましたら、修繕が非常に上回ってあるのかなと思います。

恐らく、施設の老朽化や補修といったところは、今後も増え続けていくことは間違いないかと思いますが、定期的なメンテナンスや大事に取扱いをしていくことで軽減ができることもあろうかとは思いますが、どうしようもない修繕が今後は待ち構えているのではないかと思いますが、また今後の対応について検討をお願いします。

また、施設の使用についてですが、今は多数の市の施設や会館等が指定管理者制度等の契約制度があります。特定の業者のみに運営を任せるということではなく、公募で広く周知し、挑戦したい意欲のある事業者が、それぞれの思いをプレゼンされて、その中で一番利用目的を達成させる可能性がある事業者を決定し運営をしてもらう。その事業者と担当課とともに、目的に沿った運営を目指し、利用者の増や訪れるお客さんを楽しませるといったことをやって、誰の目で見ても公平で公正な選定、運営をしていく、こういうことが足摺黒潮市場でもそうやっていくことを願ってやみません。

最後に、副市長にお尋ねをします。

足摺黒潮市場は、景観や立地的にも本市において絶好の場所である一つで、その施設を閉店にしたまま置いておくのは実に寂しいことです。ぜひ、整備するものを整理して、再開して多くの観光客や市民が気軽に立ち寄れる拠点になってもらいたいと強く願います。

再開の意思について、副市長の所見をお尋ねします。

○議長（作田喜秋君） 市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたします。

新谷議員が言われますとおり、土佐清水市地域食材供給拠点施設は、景観や立地的にも市外からの観光客が訪れるには絶好の場所の一つであります。これまで同様に、今後も地域の活性化及びさかなのまちとして産業振興等を図る施設として活用していただける事業者を探すとともに、施設も老朽化しておりますが、本市としましても、次の事業者に改装して使用許可をすることは現状は困難であります。施設の改装も含めて事業展開していただける事業者等がいれば、施設の売却も視野に入れて検討していく必要があると考えておりますが、現在のところは、次の事業者も未定となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 2番、新谷英生君。

（2番 新谷英生君発言席）

○2番（新谷英生君） 突然に事業者が契約を途中で打ち切るといったことになったということですので、急に対応は難しいかとは思いますが。また、副市長にも、市長不在の中、またこういった判断をしていただくのは難しいことと思います。

ただ、当初の目的の「さかなのまちとしての産業振興等を図る施設としての活用」といった原点に戻って事業者を探すのがいいのか、用途変更して別の利用をするのがいいのか、また、売却してまたその事業者にその辺も含めて検討していくことがいいのか、また新たな新市長がまた就任されて、そういったことも新市長に全て丸投げといったことにならなくてもいいように、農林水産課の思いも煮詰めた上で判断、決定をしていってもらえたらと思います。私からは、立地場所のこともあって、やはりさかなのまちの産業振興といった形の振興を目指してほしいと僕は強く思います。

私の通告によりまず一般質問は以上になります。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前11時01分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃でございます。

早速ですけれども、通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

まず、現職市長と市議員が逮捕されました官製談合事件についてお尋ねいたします。

さきの新谷議員の質問と重なるところがかなりあると思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

市政のトップにある程岡市長と議長経験を持つ永野議員の2人の突然の逮捕は、市役所の職員の皆さんや私たち議員はもちろん、市民の皆さんにとっても、大変衝撃的な出来事だったと思います。

まずは、この2年間、傍らで程岡市長を支えてきた副市長にこの事件の概要と、そしてこの事件についての所感、率直な感想をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたします。

事件の概要につきましては、令和7年5月28日に執行された、こども未来第3号、宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）の競争入札における官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、11月11日に程岡市長、永野市議、落札者である株式会社井上電工の会社役員を含む四万十市の事業者の会社役員2名が高知県警に逮捕され、12月2日に高知地方検察庁が起訴したことを把握しております。

また、所感につきましては、市政のトップが逮捕されるという非常事態を受け、市民の皆様には、大きな御迷惑と御心配をおかけしたことを心からおわび申し上げた次第であります。今後につきましては、新谷議員への答弁と重複する部分はございますが、行政への信頼が失われたこの状況を重く受け止め、説明責任の徹底と信頼回復に向けた発信を柱として、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 逮捕日からこれまでものおよそ1か月間の間ですけれども、副市長は様々な会議の冒頭で深々と頭を下げて、事件についての謝罪をし、信頼回復に努める決意を訴えてこられました。私はその副市長の姿を見ておまして、市長代理者としての必要な仕事だと思いつつも、何となく気の毒な気持ちになりました。今この議場にいない程岡・永野両氏には、自分の身勝手な行為がどれだけ部下や同僚や市民に迷惑をかけているかをしっかりと認識して、迷惑をかけた全員に謝ってもらいたいと私は強く思っています。

2人の逮捕容疑は、最低制限価格の漏えいということでもありますけれども、これが事実であるとすれば、公正・公平であるべき入札制度を根底から覆す行為で、しかも、入札を主宰して発注する側の市長と、そして、事業に議決権を行使する議員が共謀して情報漏えいしていたということでもありますので、その悪質性は際立っているというふうに思います。政治に携わる者としての倫理や資格が問われる問題であります。12月2日に、2人とも起訴が確定しました。当然のことだと私は思います。

こういった不正入札の問題は、いつもなら臆測と疑いで終わってしまうところですが、今回は漏えいの確実な証拠があったからでしょう、逮捕にまで至りました。現職の市長と市会議員の逮捕ですので、本市と市議会にとっては、これ以上不名誉なことはありません。この事件が本市政と議会への信用を失墜させ、市内外の多くの皆さんに失望とマイナスイメージをもたらしているということを思いますと、本当に残念でなりません。議会としても、この事件の真相究明に努め、信頼回復のために一丸となった議会改革が求められていると思いますので、

私もしっかりとその役割を果たしていきたいというふうに思っています。

ところで、逮捕日当日より、市民の皆さんから上がっておりました2人の給料等の差し止めについては、11月会議の条例改正で12月以降の差し止めが可能となりました。ただ、市長の退職金については、差し止め条例は成立しましたがけれども、法の不利益不遡及の原則により今回は適用とならず、市長には勤続2年間分の退職金772万2,000円が支給されることとなりました。

副市長にお尋ねします。

11月会議でも申しあげましたが、今回の入札情報の漏えいは重大な犯罪であるという認識に立って、ぜひとも市長に支給される退職金を自主返納するよう要請していただきたいと思います。11月会議そしてこの12月会議でも、副市長それから総務課長ともに、自主返納を促すことについては既に表明されておりますので、再確認の意味で御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたします。

程岡前市長が起こした今般の事件については、市民の皆様をはじめ、多くの方々に多大な御迷惑と御心配をおかけしているものであり、法の不利益不遡及の原則があるとはいえ、程岡前市長には、市民の皆様への道義的責任を果たしていただきたく強く思っている次第でございます。

さきの11月会議でも所管の課長から申し述べさせたとおり、本市としましては、程岡前市長に、退職手当の自主返納について促していく所存であります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） よろしく申し上げます。

なお、さきの9月会議の令和6年度の決算審査でも指摘させていただきましたけれども、市の公金から支出したままとなっています、高齢者向け優良賃貸住宅に関わる国庫補助金返還金、これが310万2,000円ですけれども、これについて市長は「公金から支出していることを重く受け止めている」としまして、その解消に前向きな姿勢を示しておりましたので、それらの充当も可能となるこの自主返納を、市長には最後の即決と即実行で対応していただければと思います。市長退職金の自主返納への執行部の取組をよろしく願います。

ところで、市長の辞職願が同意され、市長の辞職は確定しました。残るは永野議員でありま

す。両氏ともに起訴処分となりましたので、向こう2か月の勾留延長となります。勾留中の接見はできず、弁護士を通して用件を伝えることとなりますので、意思疎通の難しさはあると思いますが、議会は永野議員の議員辞職に向けて取組を強める必要があります。本日、永野議員に対する辞職勧告決議案の提出が予定されているようです。新聞報道では、本人も辞職の意向とのことですが、これは議長を中心に早急に永野議員の辞職の意思確認をすることを併せて要請をしておきたいと思えます。

それでは、入札の問題について、総務課長にお訪ねします。

今回の入札予定価格の漏えいについては、被告の程岡・永野両氏に一番の責任があることは言うまでもありませんが、こういった個人の思惑や犯罪行為を排除するといったことも含めまして、発注者側としてどのような入札の不正防止策が考えられるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

大前提として、入札情報に限らず、職員一人一人が公に携わる者として、業務上知り得た情報は守秘義務が生じていることを認識し、各法令を遵守しなければならないことを徹底する必要があります。

また、入札不正防止策については、職員研修や官製談合防止マニュアルの共有などによるコンプライアンス教育の強化、予定価格や最低制限価格など入札に関わる情報を知る者を少なくするなど組織体制の見直し、第三者委員会による調査結果の公表など入札制度の透明化を図る、不当な働きかけを受けた場合には内部通報制度などにより事前に対応できる仕組みなどを設けるなど、組織として対策する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、ネットで調べますと、まずAIの回答がぱっと出てきましてね、非常に簡単に簡潔にまとめたものが出るんですけども。ネットで調べてみますと、AIは4点挙げていました。1つは、入札情報の透明性を高める。内容としては、入札契約の過程や結果の公表を徹底する。それから、電子入札の導入というのを入れています。2つ目が、監視体制の強化。これは、入札監視委員会の設置、それから工事費内訳書義務化など。それから、ペナルティを強化するというのが3つ目にあります。参加停止措置とかですね、違約金上乘せ。そして、4つ目に職員の不正防止と。これ研修を中心にと。この4つが挙げられていました。今の課長の答弁の中に大体これらが含まれておりますけれども。

続けて、総務課長にお訪ねします。

この入札の透明性の確保を、課長も答弁の中で言われてましたけれども、関わってですけれども、本市のホームページで公開していますこの入札の結果の情報についてですけれども、本市では入札の6つの項目、入札日、工事番号、工事名、落札金額、落札者名、それから担当課名を月別に公開しています。四万十市、宿毛市などのホームページを見てみますと、本市のこの公開情報に加えて、1件ごとの入札結果表というものを添付してまして、詳細な入札情報、予定価格、最低制限価格、入札参加者、入札回数など、ほかにもありますけれども、といったものを公開しております。本市もこの入札結果の情報をより詳細なものに変更してはどうかというふうに思いますけれども、この点についての御所見をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

入札参加者、入札金額等を記載した入札記録の公表については、当該入札の契約が締結した後、誰もが閲覧できるように、庁舎1階にある設計書閲覧室に掲示しておりますが、議員の御案内のとおり、今後は、ホームページにおいても同様の入札記録を公表するよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい入札情報というのは、今お話ありましたように、市役所に行き確認することができるということですが、なかなか面倒だし、だからホームページの中で公表してる分についてはもう少し詳しくということですが、まあ、検討していただけるということですので、よろしく願いをいたします。

続けて、総務課長にお訪ねします。

自治体によっては、さきの新谷議員の質問の中にもありましたけれども、入札や契約の公正性、それから透明性を監視する入札監視委員会、第三者機関であります。これを設置しているところもあるというふうに聞きます。今回の不祥事をきっかけにしまして、本市でもこの入札監視委員会の設置を検討してはどうかと思いますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

国や都道府県においては、入札監視委員会が設置されており、入札結果などを年に数回検証する機関があることを把握しておりますが、本市においては、入札件数が多くないこと、請負金額が低い工事が多いこと、高知県内の自治体が入札監視委員会を設置していないことなどから、これまで設置していなかった経過がございます。

入札は公平公正に執行されなければなりませんので、議員が言われるとおり、入札監視委員会など、入札結果を検証する機関を設置し、検証結果を公表していくことが必要であると考えますが、内容によっては専門性を要しますので、本市のような自治体ではどのように委員を選ぶことが適しているのかなどの課題がございます。

今回の事件を重く受け、今後、二度とこのようなことが起きないように入札制度にしていく必要があると認識していますので、再発防止策の1つとして、入札監視委員会など入札結果等を検証する仕組みについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実はですね、この逮捕報道の翌日に、県外に住んでおります私の知り合いの元自治体職員の方から「土佐清水市は大丈夫か」という電話がありまして。この方は元自治体職員ですので、この方から入札監視委員会を紹介されました。ネットで調べてみますと、自治体での設置を、先ほど課長も言われました、国も推奨していて、国交省はマニュアルまで公開をしています。そのマニュアルによりますと、この入札監視委員会というのは、入札や契約事務が公正に執行されるための調査や審査を行うということが任務とされておりまして、自治体が委員を委嘱する第三者機関だと。委員は学識経験者か弁護士、公認会計士、税理士など、3名から5名で構成するということですが。自治体が委員を委嘱してつくる第三者機関ということ。都道府県は100%、高知県も含めて設置されているけれども、市町村は十数%と設置が少ないということでありました。その理由については、先ほど課長が言われました。入札の件数や金額が少ないというようなことがあるのかもしれませんが。設置予算については、市町村で大体20万円程度。それから、審議会の開催は年2回程度が一般的だということで、小さい自治体では監査委員が兼務するところもあるというふうに書かれてありました。

ただ、今回、本市の場合は、監査委員の永野議員がこの入札情報の漏えいに関与して起訴されているわけでありまして、チェックする仕組みそのものが壊されていて、何とも言いようがありませんけれども。そもそも、本市にはそういった入札を監視する第三者機関がありませんので、チェックということになるとなかなか難しいのではないかなと思われまして。専門家により構成された入札監視委員会での審査を経ることで、入札や契約事務が公正に執行できるの

ではないかと期待をするところであります。今回の不祥事を契機に、ぜひこの入札監視委員会の設置を、清水のやり方で検討していただければと思います。この点をどうぞよろしくお願いいたします。

そしたら4点目、次です。地域みらい留学への影響について。

みらい留学に関わる質問を教育長にお尋ねします。

さきの新谷議員の質問でかなり詳しくお話がありましたので、これもまた重なる部分があると思いますが、お許しいただきたいと思います。

宿泊型多文化共生コミュニティ施設の電気設備工事を落札した井上電工の役員逮捕からおよそ1か月がたちました。これまで行われてきた改修工事は、今回の事件の関係で工事の遅れが生じているとの報告を12月会議前に、こども未来課から報告を受けました。当初、1月完成予定のコミュニティ施設の改修工事、全体の工事と電気工事の現時点での進捗状況と併せて、この改修工事に関わる国県の補助金についても御説明をいただければと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

今回の工事は分離発注ということで、建築関係、設備関係、電気工事関係の3つの業者が担当しております。建築と設備に関する工事につきましては、当初の契約どおりに、1月末工事終了を目指して進んでおります。

電気工事につきましては、今回の件により、当初の業者から、今後、新たな入札を経て決定した業者に工事を引き継いでいただくことになり、契約締結が年末となることから、電気工事の再開は年明けとなる見込みです。それに伴い、工事終了は当初より遅れますが、2月末までには終了していただく契約となる見込みです。これは、国への補助金申請の関係から2月末までに全工事を終了させ、その上で、その後の検査や国との必要な手続を全て終わらせることが必要となるからです。様々な事情が重なり、非常にタイトな状況ではありますが、関係者と確実な連携を図りながら、2月末工事終了を目指して努めてまいります。

なお、新たな工事業者に変わることによる工事費の変更につきましては、今のところ、大きな変更等は見込まれないものと想定しています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今回の工事は分離発注しているということで、本体工事とそれから電気工事とそれからあとは何でしたかね。水道の関係ですかね。工事が分けられて入札にかけ

られてるということですが、工事の関係で言いますと、1月には完了予定だったようですが、今お話がありましたように、電気工事の関係は、井上電工との解約、それから再入札等で再契約をするということですので、2月中にはしかしながら完了するというお話のようです。このコミュニティ施設を宿泊施設にしたみらい留学が2月中に完了ということになれば、4月にはスタートできる見通しだということだと思います。また、先ほど答弁ありましたけれども、改修工事に係る国県の補助金も2月末までに施設が完了すれば、補助金が下りてくるということでもありますので、この点でもクリアできているようですので、本当に一安心をしたところがあります。

清水高校への進学に関心を持っている県内外の中学生と保護者の皆さんが、今回の不祥事を理由に離れていくと、断念するということがあれば残念ですが、4月にスタートできることに希望を持って、粛々と準備を進めていくということしかないのかなとも思っています。

教育長にお尋ねします。

この4月実施の地域みらい留学に向けて、残り3か月とちょっとになりますけれども、この期間、残されていると考えられる課題とそしてそれに対する対策・対応について、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 斧川哲也君自席）

○教育長（斧川哲也君） お答えいたします。

今回の事件による、地域みらい留学への影響や課題等につきましては、まずは、地域みらい留学によって清水高校への入学を希望する生徒が減少するのではないかと心配をしておりましたが、現在のところ、そういった情報は入っておりません。逆に、この事件発覚後に、県外から入学を検討しているとの連絡が1件入りました。それによって、現在のところ、県外から8名、県内から2名、計10名の中学生とその保護者が、地域みらい留学によって清水高校への入学に関心を示していただいている状況となっております。

この12月中には、県外からの入学希望者につきましては、高知県教育委員会のほうへ受験のための申請書を提出する必要があるため、その人数を見込むことができます。県内から受験する人数につきましては、1月上旬の願書締切りまで分からないという状況です。いずれにしましても、まだ現段階では入学希望者の確実な把握は難しい状況と考えております。

そういった中で今後の対策としましては、現在関心を示していただいている皆さんを一人でも多く受入れすることができるように、工事の進捗状況を把握しながら、備品や消耗品等の準備物の搬入や備品の設置等を進めていくこととなります。

また、今回の工事が2月末までに終了したとしても、受入れに必要な様々な事情から、4月

当初からの受入れ体制が整わないと判断した場合に備えて、4月以降当面の間、市内の別の施設で受入れをするための準備も並行して進めていくことが必要となります。その受入先も、実際に入学する人数により変わる可能性がありますので、そのことも含めて対応していくことが課題と考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今のところ、希望者といいますか、中学生に関しては、この事件があまり影響してないということですよ。希望者が減ってるとかということもないということがあります。

それから、これからの課題としては、4月実施に向けての受入れ体制などを整えていくということですが、もしそれが難しいというような状況になったら、なる可能性もあるので、それに備えて、ほかの別の場所も確保できるようにというふうにしておるということでした。

本市初めての取組ですので、なかなか想定外のことがいろいろあると思います。この事件も想定外でしたけれども。想定外続きですが、何とか4月から安心してスタートを、条件整備のためにぜひ奮闘していただきたいというふうに思います。

では最後に、選挙管理委員会事務局長にお尋ねします。

逮捕された程岡市長の辞職に伴う市長選挙、これは1月11日告示、18日投票ということがもう既に決まりました。及び、県議の補欠選挙は、これが年明けになる。これはまだ決まっていなと思うんですけども。あと、市議補欠選挙はまだ分かりません。選挙の日程等について、今のところ分かっているところだけでも御報告いただければと思います。

○議長（作田喜秋君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 畑山正王君自席）

○選挙管理委員会事務局長（畑山正王君） お答えいたします。

土佐清水市長選挙の日程につきましては、議員がおっしゃられたとおり、令和7年12月3日に開催しました選挙管理委員会におきまして、告示日を令和8年1月11日、選挙期日を令和8年1月18日と決定いたしました。

県議会議員補欠選挙の日程につきましては、12月5日の高知新聞で市長選挙と同日の想定と記事が出ておりましたが、まだ正式には県選管からの通知は受けておりません。

また、市議会議員の補欠選挙につきましても、議員の欠員が生じていないことから、今のところは、選挙日程については未定となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

今確定しているのが市長選挙だけということですね。

最後ですけれども、私は今回の官製談合事件については、関係者の内部告発がなければ、決して逮捕に至ることはなかったというふうに思っています。皆さんもきっとそうだと思いますけれども。この告発がこれまで見えていなかった不正入札と利権の政治を表の世界に引っ張り出した功績は本当に大きいと思います。誰が告発したかは問題ではありません。告発があつて不正が表に出てきたこと、そして、真実が明らかになったということで十分であります。清水にはまだ正義は生きている。私はここに土佐清水市の希望があるというふうに思います。1月18日には、市長選挙が行われます。ここからは市民の皆さんの出番だと思います。この事件を契機にして、公正公平で清潔な市政、市民のための市政へつなげていただきますよう、お願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、公共施設の使用料についての質問です。

本市の公共施設といえば、この市役所をはじめ学校や公園などたくさんありますが、その中で中央公民館や市民体育館、市民文化会館などの施設では、利用する際に使用料を徴収することになっています。その使用料については公共施設として共通するところもあると思いますので、例として中央公民館を取り上げて質問をさせていただきたいと思います。

中央公民館については、今は市役所の隣にありますけれども、幸町にあった旧中央公民館の時代から、私もサークル活動や組合運動、平和運動などの会議や講演会などでよく利用させていただきました。低廉な使用料で気軽に使用できる施設として本当にお世話になりました。市民の皆さんも、サークル活動や文化活動、音楽や踊り文芸などでよく利用していて、施設が住民の自主的な活動を促す社会教育活動にも大きく貢献しているように思われます。その公民館を利用している方から「今年度から公民館の使用料が高くなった」という声を聞きましたが、公民館の使用料がどのように変わったのか、生涯学習課長にお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

中央公民館の使用料につきましては、現施設が建設された平成28年度に「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例」の一部を改正し、新たに部屋ごとの使用料額を定めて以降、令和元年度に消費税率の見直しにより一部改正しておりますが、それ以降は変更してお

りません。

しかしながら、昨年度まで使用料の徴収を全額免除していた社会教育関係団体については、今年度から設置条例及び施行規則に基づいた使用料を納めていただくようにしております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 使用料の変更はないけれども、これまで社会教育関係団体に行っていた特例ですよ、この特例が今年度からなくなって、規定どおり行うこととしたということなんですね。それが結果的に使用料が上がったというふうに受け止められたということだろうと思います。この減免に関わる特例について後でもう一回触れたいと思いますので。

まずは、使用料に関わって、生涯学習課長にお尋ねします。

公的施設の使用料についての基本的な考え方ですね。なぜ、使用料を負担するのかとか、それから、公民館の使用料の算定根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

公的施設の使用料につきましては、公立図書館など法令により使用料の徴収ができない施設を除き、地方自治法第225条の規定及び受益者負担の原則により、利用者に一定の負担をしていただくことを基本的な考えとしております。

なお、利用者から納めていただいた使用料につきましては、施設の修繕や光熱水費などの維持管理費や施設を管理・運営するための指定管理料の原資としております。

また、現中央公民館の使用料の算定根拠につきましては、施設の維持管理に係る人件費や事務費、減価償却費などを基に、近隣市町村の状況や旧施設の使用料等も考慮し、算定しております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 公共施設というのは税金で造られたものですから、それを利用する際に無料で利用できるというのが一番だと思います。税金の二重取りみたいなので、そういうような印象を持たれる方もおると思うんですが。今、課長の説明では、自治法の中に225条にその規定があるということですが、そこには「公の施設については使用料を徴収することができる」というふうになっています。これに基づいて徴収してるんだということですよ。使

用料があるというんです。それから、施設を利用する人としらない人の公平性を確保するために、利用する人に使用料を負担してもらおう。これは受益者負担の原則というふうに言われるようですけども。受益者がその使用料を負担するということでもあります。それから、公民館については、根拠としては施設の維持管理費とか、それから人件費とかですね、指定管理料なんかも含めて、それに充当してるということでありました。よく分かりました。ありがとうございました。

それでは次に、使用料はそれでいいですが、減免についてお尋ねしたいと思います。公的施設の減免措置について基本的な考え方、なぜ減免措置があるかとか、中央公民館の条例規則で定められてる減免措置について、生涯学習課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

公的施設の減免につきましては、先ほど答弁しました、使用料の受益者負担の原則の例外として、その施設の利用内容が住民全体の福祉の向上や地域社会の発展に直接的に貢献するなど、特に公益性が高いと認められる場合に適用することを基本的な考えとしております。

また、中央公民館使用料の減免につきましては、設置条例及び施行規則に定められており、市または教育委員会が主催及び共催する場合には使用料の全額を免除、市内の社会教育関係団体等が市または教育委員会の後援を受け実施する場合及び公民館の登録サークル団体が使用する場合は使用料の半額を免除、さらに、半額免除の適用を受ける団体やサークルが多目的ホールを使用する場合には、使用料を3分の1に免除できることとなっております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この減免の基準についてですけども、公的な施設を利用する団体、利用目的が、まあ言ったら市の行政目的に合ってるかどうか、それから、市との関係性があるかどうか、公共性が高いかどうかですね。そういったことがあるということのようであります。

じゃあ、公民館の規則ではどうなってるかということで、全額免除となるのは市や市の関係機関が利用する場合、市の教育関係団体、公共的団体が市や市教委と共催する場合は全額免除だということですね。それから、半額免除はそういった社会教育関係団体、公共的団体等が市や教育委員会の後援を受けた場合が半額だということ。それから、公民館サークルですね、使用する場合は半額だということになっています。そして、3階の多目的ホールですけども、これは社会教育関係団体、公共的団体、それから公民館サークルが使用する場合は3分の1に減

額するということで、今説明があったとおりであります。

その答弁を聞いてちょっとお尋ねしたいんですが、生涯学習課長にお尋ねします。

この減免の対象となっている社会教育関係団体や公共的団体とは、本市ではどの団体のことを指しているのか、具体的に御説明いただければと思います。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第10条により「公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と記載されており、本市では土佐清水市婦人会、青年団、文化協会、小・中学校PTA連絡協議会などが該当すると思われます。

次に、公共的団体につきましては、一般的には、法人格の有無を問わず、地域で公共的な活動を営む団体とされており、本市では、先ほど述べました各社会教育関係団体も含め、森林組合や商工会議所、社会福祉協議会、農業協同組合などが該当すると思われます。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 社会教育関係団体というのは、社会教育法の中に大体大まかに規定されていて、清水で言えば、婦人会、青年団、文化協会、PTAなどということですね。それから、公共的団体というのは、社会教育関係団体ともダブル場合もあるということのようですが、農協、森林組合、商工会議所、社協、こういったもの。ほかにもまだ重なるところがあるのではないかなというふうに思いますけれども、大体こういうところだということでもあります。それで、この特例に関わる部分につきましては、結局、この社会教育関係団体については今年度から特例を廃止して、条例・規則に基づく使用料ということをお願いしてるということですね。分かりました。

そしたら、この特例についてお尋ねしたいと思うんですが。これまでその特例を行っていたということですが。多分ですよ、2016年に、今から9年前にこの公民館ができてますけれども、この9年間多分特例をやってきたんだろうというふうに思いますけれども。この特例として支援策をこれをやめて条例どおりということですが、じゃあこれまでの特例の内容と、そして特例で対応していた理由と、そして今回特例をやめる理由ですよね。これをちょっと教えていただけますか。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

(生涯学習課長 山本 悟君自席)

○生涯学習課長(山本 悟君) お答えいたします。

平成28年度に現施設を建設して以降、社会教育関係団体が施設を利用する場合は全額減免、また、公民館サークルについては、月2回までに限り全額免除する特例措置を実施しております。

本特例措置については、毎年、各団体からの減免申請により決定しておりますが、その決定については、社会教育関係団体は、市が支援する団体であること、また、公民館サークルは、旧公民館から現公民館への建て替えによる施設使用料の増額改定に伴う激変緩和措置等により実施されていたものであると思われま。

本特例措置を今年度から見直すこととした理由につきましては、建設から約10年という一定の期間が経過し、今後、施設の補修などが必要となること、また、維持管理に伴う人件費や光熱水費などランニングコストも年々上昇している状況などから勘案し、歳入確保のため、施設の設置条例、施行規則に定められた正規の使用料の負担を求めていくことが適切であると判断したためであります。

以上であります。

○議長(作田喜秋君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 特例の内容が、社会教育関係団体については全額免除。使用料が全額ですよ。それから、公民館サークルについては、定例会の月2回免除。残りは条例どおりということでやってたのが特例の内容だということでもあります。特例で対応していた理由としては、公民館サークルについては新しい公民館になって会場費が増額に改定になっているので、激変緩和ですか、そういうことで対応したということですよ。それから、社会教育関係団体については、市が支援をする団体だと。補助金を出してるということですよ。それが理由だということでもあります。これが対応していた理由ということですけども。特例をやめた理由として、施設のランニングコストに関わる部分が、10年たったので維持管理とか人件費がかかる。それを何とか賄いたいということで、本来の条例規則に従って対応するということですよ。そういう理由ですね。分かりました。

今、話がありましたけれども、今年度は社会教育関係団体だということですが、来年度ですよ、令和8年度より、今度は公民館サークル、全体で全市で32サークルがあるようですけども、令和8年度よりこの減免措置をやめて、本来の条例・規則に従って対応するということになるということのようです。今、お話がありましたように、条例・規則どおりに対応するというのを私は一定理解はできます。施設の維持管理費に賄うということも、まあそれはあるかもしれ

ませんけれども。今、御承知のように物価高、物価高騰ですね。それによって維持管理費も高くなってるんだらうと思いますけれども。市民の皆さんは、生活の中でやっぱり物価高騰による影響をかなり受けてるんですね。その上にまた市の維持管理費、施設の維持管理費というのはどうなのかと。市民にこの物価高騰の負担をかぶせるというのはいかがなものかというふうに思うんですけれども。それはやっぱり公の市が何とかその負担を引き受けて、特例で対応するというのが、本来の在り方ではないかなというようなことを思います。

この激変緩和についても、今の状況を見たときに、特例を継続することがまだまだ適切な対応ではないかなというふうに私は思うんですけれども。なかなか判断難しいと思いますが、生涯学習課長にお尋ねしたいと思います。

再度ですね、公民館を利用されてる方の、利用者ですね、声を聞いた上で、この特例措置の継続を検討していただければと思うんですけれども、その点についての御所見をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、今後、施設の維持管理に伴う費用が増大されることが予想されるため、使用料等による歳入の確保は重要であり、また、受益者負担の原則の観点からも、設置条例・施行規則に基づかない特例措置については、原則、継続しない方向で考えております。

なお、社会教育関係団体等が、今回の特例措置の見直しに伴う施設使用料の捻出等により組織の運営が困難となる場合などは、補助金など別の形での支援を検討してまいります。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 物価高騰の今の社会的な状況について考慮できませんかというお話をさせてもらったんですが。政府はこの年末に重点支援地方交付金ですか、2兆円ばかり自治体のほうへ。全部が自治体かどうか分かりませんが、追加をして対応すると。国が2兆円構えたら、多分、清水には2億円ぐらい来るんじゃないかなというふうに思うんですけれども。これ物価高騰対策、生活支援の対応策ということで、交付金が構えられてるということを知りました。それほどやっぱりこの物価高騰に対する対応策というのは、国も一生懸命財政措置をしようとしてるところなんですよね。だから、ぜひその現状を考慮してほしいというふうに思いますけれども。

今、課長の答弁の中で、社会教育関係団体については補助金を出してる関係があるので、その補助金を上乗せするなりしてですね。それとの関連でぜひ対応してもらいたいということで

すよね。そういうお話しでありましたので。まあ、またそれは利用者の皆さんと十分お話をされて、確定されたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

そしたら、この使用料減免の見直しに関わって、最後に副市長にお尋ねしたいと思います。教育長に聞くべきなのかちょっと私も迷ったんですけれども、後でそういう話もありませんでしたので、副市長をお願いします。それから、打合せのときは1つの質問でしたが、どうも2つ質問がありますのでちょっと分けさせてもらって質問させてもらいますので、よろしくをお願いします。

1つは、この現行の公民館規則に関わってですけれども。それこそ先ほどちょっと触れましたが、3階の多目的ホールを利用するときの使用料は、社会教育関係団体、公共的団体と公民館サークルともに3分の1に減額をされておりますけれども、2階の会議室などを利用するときの使用料ですね、これは公民館サークルは無条件で半額減免ですけれども、社会教育関係団体と公共的団体等は、市や市教委の後援がないと半額減免にはなりません。だから、全額ということになるんですけれども。なぜこの違いがあるのか、これは何に基づくものなのか、ちょっと私もよく分かりませんけれども。この社会教育関係団体と公共的団体等も公民館をよく使ってる団体ではないかと思っておりますので、この公民館サークルと同じ扱いにすること、すなわち、後援がなくても、市の後援がなくても半額減免にしてもいいのではないかなというふうに思うんですけれども。副市長、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたしますが、一本で答弁をつくっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。細かいところを把握しておりませんので、全体を通しての答弁でよろしいでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） では、2つ目も一緒に質問させていただきます。打合せのときは2つ一緒でしたのでね。

2つ目はですね、これも減免に関わる部分ですが。本市は少子高齢化の進行で高齢化率が52%を超え、県下でも高齢者の割合が高い自治体というふうになっています。自治体の本務は住民の福祉の増収を図るということですから、高齢者の割合が高い本市では、高齢者の生活と健康を守るという施策とともに、高齢者の生きがいにつながるような文化的・自治的な活動を保障する施策も求められているのではないかと思います。

その点で、高齢者の福祉や健康に関わる活動や文化活動、地域の自治活動などでこの公共施

設を利用する場合には、無条件で使用料は全額免除とするとか、できるだけ使用料を低額に抑えるような高齢者減免があつていいように思いますが、高齢者の使用料や減免の見直しについて、副市長の御所見をお伺いします。その2つの点をお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長職務代理者副市長。

（市長職務代理者副市長 早川 聡君自席）

○市長職務代理者副市長（早川 聡君） お答えいたします。

中央公民館の主な使用につきましては、文化・芸術に係るサークル活動や市民の教養向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的としたものが原則であります。

この目的に沿って、社会教育関係団体及び公共的団体が施設を使用する場合には、市または教育委員会の後援を受けなくても減免を適用することは問題ないとは考えますが、当該団体等の使用であっても、用途によっては減免が適切でない場合もありますので、一律の運用ではなく、これまで同様、市または教育委員会に対して後援申請をし、後援の承諾が得られた場合に限り、設置条例及び施行規則に基づく減免の適用を受けていただきたいというふうに考えております。

また、65歳以上の高齢者など年齢に基づく減免措置につきましては、今後、施設の利用促進につながるよう、対象者のニーズや他市町村の状況も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 最初の件については、これはなかなか条例・規則に基づいた対応をお願いしたいということでもありますね。

高齢者に関わる部分は、打合せのときに実は市民体育館など利用する場合は高齢者減免があるよという話でした。それをちょっと見て、ああそうなのかと。スポーツ活動では高齢者減免あるのならと思いましたがけれども。ぜひ、文化活動や自治活動にも、この高齢者減免ということもまた検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

私、これ65歳になったときに作ったのかな。長寿手帳という、これは県のやつですよ。これあります。このカードがありますと、清水で言えば、海のギャラリーが無料になると。それから、ジョン万資料館が半額になるんですね。そういった特典があるということですけども。こんなような何か清水の高齢者の皆さんが、公共施設を使うときに何らかの減免なり、負担を低減させるような何かそういうものがあればというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。そのことをお願いしまして、これで私の全ての質問を終わります。ど

うもありがとうございます。

○議長（作田喜秋君） この際、午食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時14分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 8番、吉村でございます。議長のお許しが出ましたので、早速、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

今回の市長及び市議の逮捕につきまして、午前中、新谷議員そして前田議員が質問をされました。明日も山崎議員など数々の方が質問をされる予定となっております。特に、明日、山崎議員が質問通告に、公益通報者を守る制度について質問をされるということでもありますし、午前中、前田議員も質問の中で告発者について考えを述べられておりました。私も全く同感であります。今回の事案は、通常ではなかなか表に出てこない案件ではありますが、出たとしても逮捕に至るまで数年かかると、相当長い期間を要するものであるとお聞きしております。それを市長逮捕まで持ってこれたのは、自分に降りかかってくるリスクを承知の上、勇気を持って告発してくれた結果だと感謝をしております。社会正義を貫く人が批判されることはあってはならないと思っております。告発者が自分の利益のために告発したかのように言う人たちがいるとしたら、言語道断だと思っております。明日の山崎議員の質問にも期待をしております。

本日の一般質問、今までの一般質問の検証を少しさせていただきたいと思っております。

これは令和6年の3月からになります。令和6年3月は、消防署員の定数、そして、ヘルパー、足摺テルメについて質問させていただいております。そして、令和6年の6月会議では、しおさいのみとり、そして、下川口家の運営について。そして、令和6年9月、土佐清水食品、与党会について、オーガニック給食の導入、そして、佐川町とのスポーツ交流について、これは後ほど担当課のほうにお聞きしたいと思います。そして、令和6年の12月は、猫の多頭飼育問題とTNR活動について。そして、これも後ほど質問させていただきますが、訪問介護の基本報酬の引下げ等について。そして、令和7年3月は、ファミリーサポートセンター事業についてと学童保育について。そして、令和7年の6月は市役所職員の兼業、そして公衆トイレ、それとインバウンドについてお聞きをしております。

その中で、令和6年3月会議におきまして、消防署職員の定数について質問をいたしております。この定数の増員につきましては、歴代の消防長の宿願であったと記憶をしております。

私もこの場で何度か質問をさせていただきました。その当時はやはり財政的に大変厳しいということで、2名増やすこともなかなかままならない状況でありましたが、今回ですね、英断をいただきまして、定数が37から45、8人増加ということになりました。これは本当に大変うれしく思っております。このことがですね、先日、11月12日に議会報告会で、私と新谷議員と形岡議員が3班という班で、中央公民館のほうでこれをやらせていただきました。そのときに、市民の方からこの消防職員に対する質問が出ました。それはどういうことかといえますと、確かに増えたが、その充足率ですよ、総務省、消防庁が出してる。それを見ると、まだ60%に達していないではないかと。これから、土佐清水は特に津波が心配されておりますので、ここをもっと思い切って増やすべきではないかと。やはり、消防に対する大変な期待感があるようでございましたので、これはまた次の市長のときにもっと増やしてですね。それと、増やしたけれども応募がないというのも困りますので、土佐清水の消防の魅力発信にも力を入れていくべきだというふうに思っております。

それと、12月会議での野良猫ゼロを目指しているTNR活動について、これは随分市民の方がTNR活動について間違った認識を持たれている方が多いので、環境室のほうにいつもお願いして、啓発啓蒙の文章を広報のほうに載せていただくということをお願いしておりますので、これも継続してやっていただくように担当課長のほうにはお願いをしておきたいと思えます。

それと、後ほどこれも言いますが、訪問介護事業所の基本報酬の引下げ問題につきましては、担当課が適切な対応策を取ってくれておりますので、また今年の予算措置もお願いをしたいと思います。

それでは、通告しておりますが、まず特別職の退職手当についてお聞きをいたしたいと思えます。

これも午前中、前田議員のほうが少し触れられましたが、今回の程岡市長の逮捕を受け、去る11月会議におきまして、「土佐清水市長等の給与、旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」と「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」提案をされ、全会一致で可決いたしました。この条例は、簡単に言いますと、市長等が逮捕された場合、給料及び退職金等の支給を一時差し止めて、その後、不起訴や無罪が確定すれば支給されるが、それ以外は支給されないよう改正したというものでございます。

しかしながら、本条例の制定により給料等は支給を止めることができましたが、前田議員も触れられておりましたが、退職金の支給は不利益の不遡及の原則により、勤続期間2年分の退職金、約772万円が支給されることとなりました。このことは、市民感情からいたしまして大変納得のいかないことではあるかとは思いますが、そういうふうなたてりになっております

ので、これは致し方ないなという気持ちもあります。このことは、11月会議におきまして、前田議員が条例制定に対する賛成討論でも触れられておりましたが、自主返納するよう要請することを改めて求めておきます。

それでは、担当課長にお聞きいたします。

地方自治法の規定に基づき、市長等の退職手当の支給額が本市条例で定められていると思いますが、本市における特別職の支給額を教えてくださいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

現在の条例で定める月例給与を基に、各特別職が任期を満了した場合の退職金は、市長が1,544万4,000円、副市長が913万1,600円、教育長が471万2,400円となります。

なお、本市と同規模である室戸市の場合、市長が1,088万円、副市長が711万6,000円、教育長が340万8,000円となります。

本市と室戸市で差が生じておりますが、本市のほうが特別職の給料及び支給率が高いためです。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 大変、副市長も教育長もおられる場で、人のまあ言うたら財布のことを言うようで大変恐縮ではございますが、これも今案件がこういうふうに出ましたので、少しもっと詳しくお聞きしたいと思います。

今の課長答弁によりますと、同規模の自治体である室戸市との比較では、給料も支給率も本市のほうが高いとのことですが、本市の退職手当の支給算定の基礎、そして支給率をお聞きいたしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

支給率につきましては、退職月の月例給料に、勤続期間1年につき、市長であれば100分の550、副市長は100分の370、教育長は100分の280の支給率を乗じて得た額となります。

平成4年3月会議に上程させていただいた、土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部改正によりますと、当時の県下他自治体の支給率を勘案して、現在の率に改正したとのことでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） それでは、前市長に対する支給状況を教えていただきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

程岡前市長については、月例給与が70万2,000円、勤続期間が2年となっております。先ほどお答えしました算定式に基づき計算しますと、77万2,000円となります。12月1日付での退職となりましたので、向こう1か月以内に退職金を支給する予定となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今の課長答弁によりますと、現在の支給率は、平成4年3月会議に上程して改正したものであるとのことでありますので、もう約30年以上前ですかね。改正してですね、それからずっと改正せずに運用してきたとのことであったと思います。これもかなり前の改正からもうかなり時間もたっておりますが。この支給率ですね。当時、県下、他自治体の支給率を参考に算定したとのことでありますよね。現在のほかの自治体との支給率を、通告した後に課長とお話ししたときに、少し教えていただいた分がございまして、はっきり言いまして、市長の月例給は、本市の場合、月例給って給料ですね。そんなに高くない。下から2番目か3番目ぐらいのレベルであります。この退職金ですね、この支給率が非常に高いわけがあります。先ほど言われた室戸なんかはですね、400ですかね。四万十市が425であるとか。かなり本市の場合は高く設定されております。そういうことは、一定、特別職であるわけですので、大変不安定な立ち位置でございまして、一定そういう退職金が割高で支給されるということは分からないではありませんが。市役所の職員さんが、今、約40年ぐらい勤務して2,000万円あるかないかぐらいの退職金なんだろうというふうに思いますので、その辺りを考えると非常にこの市長の退職金というのは、いま一度考え直す時期に来ているのではないかと気がいたしております。

今回、先ほども言いましたように他市町村並みに、このぜひ支給率を考えていただきたい。条例改正に向けて、課長のほうには準備もまたしていただきたい。副市長のほうにも、またそういうふうにしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、健康推進課長のほうに、介護保険利用者負担額助成事業についてお聞きいたします。

本事業は、低所得者に対する本人負担額の軽減を目的としたもので、介護保険制度が導入された早い段階から実施されている事業であるというふうに認識をしております。スタート時の助成率は7%でありましたが、現在は5%となっており、本人負担額は増加いたしております。助成率を下げた理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

本助成事業は、平成12年度の介護保険制度開始後の平成14年5月1日から施行しており、介護サービスの利用が介護保険料に直結することから、介護給付費が低く抑えられる在宅サービスに限って実施された経過がございます。

助成率につきましては、介護保険料及びサービスの利用に伴う10%の利用料など、負担を伴う新たな制度が開始されたことに伴いまして、給付費が高額となる施設サービス費を抑え、在宅へ誘導することや低所得者の負担軽減を目的として、利用料の本人負担を3%とする制度内容となりました。

お尋ねの助成率を引き下げた理由につきましては、平成25年度から中山間地域介護サービス確保対策事業の新規導入に合わせまして、その財源確保対策として利用者負担額の助成率を7%から5%にしたのではないかと推測されます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 先ほども申し上げましたが、この事業は低所得者に対して助成するものでありますが、本事業の対象となる収入要件を教えてくださいたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

本助成事業は、事業開始当初から世帯非課税で、収入金額が100万円未満の者と規定しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） この制度、先ほどからお聞きしておりますが、ちょっと皆さん聞ききれないような長い助成事業であります。どういうことかといいますと、介護保険というのは皆さん御案内のとおり、費用の1割負担、本人負担が1割負担でありまして、その本人の1割負担を低所得者、先ほど課長が言われた100万円未満の所得の方に対して、その1割負担の今は半額を助成すると、こういう事業であります。近年は急激な物価高騰などにより、国民生活は大変厳しい状況が続いております。特に、年金生活者にとりましては、生計を立てることもままならないとの声を数多くいただいております。そのような中、国も物価上昇などを鑑み、年金額を改定され、年金支給額の引上げがなされております。そのこと自体は大変喜ばしいこととは思いますが。一方では、年金支給額が少しだけ増えたことにより、本事業の助成を受けることができなくなり、かえって負担が増え、そのことにより介護保険の使用を控える方が出てくるのではないかと危惧をいたしております。今、課長答弁にありましたように、年収100万円前後の年金受給者の高齢者にとりましては、大変大きな問題だというふうに認識をしております。担当課として、何らかの対応をするべきではないかと考えますが、課長の所見をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

本助成事業は、事業開始当初から世帯非課税で、収入金額が100万円未満の者と規定しております。議員御指摘のとおり、近年の物価上昇等を踏まえ、その変動率を基に年金額が改定される仕組みとなっております。厚生労働省の資料を基に国民年金の上昇をみますと、満額受給の場合、令和5年度から令和6年度は、月額6万6,250円が1,750円増え6万8,000円となり、令和7年度は、さらに1,308円増え6万9,308円と引き上げられております。

当然のことながら、年金額が増えれば100万円を超える方、非課税世帯であった方が課税世帯になるなど、助成事業の対象とならないケースが発生することとなります。

収入要件の緩和等につきましては、他の助成制度との関係もありますことから、対象者数及び必要な財源など、試算を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 課長、答弁ありがとうございます。

現在、市長も不在でありますので、新しい市長にまた、まあ当然皆さん大変だと思います。当初予算がまだ手つかずの状態であるとは思いますが、ぜひ、来年度当初予算でまた検討していただきたいというふうに思っております。

課長、続きまして、介護の質問をさせていただきます。

中山間地域介護サービス確保対策事業に係る訪問介護事業所への対策について、課長にお聞きいたしたいと思っております。

課長も御案内のように、令和6年度、国は訪問介護事業所に対する介護報酬の引下げを行いました。このことは、この場におきまして何度も取り上げましたので詳細は申し上げませんが、本市の訪問介護事業所の存続にも関わることでありましたので、竹池課長を中心に健康推進課内で様々な検討を重ねていただき、結果として、中山間地域介護サービス確保対策事業に係る訪問介護事業所への10%上乘せ対策を実施することとなりました。結果として、本市の訪問介護事業所が業務を続けることの一助になったと大変評価をいたしております。本年度も同様に実施するよう希望いたしますが、課長の御見解をお願いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 本事業は、令和6年度介護報酬改定により引下げとなりました訪問介護サービスにつきまして、事業所の存廃にも直結する重要なことであり、何らかの対策を講じる必要があるのではないかとことから、市単独で事業化したものであります。

国及び県による対策がなければ、次回の介護報酬改定、令和9年度までの暫定的な措置として、毎年度その状況を注視しながら実施する予定とし、国等によります対策が講じられなかったことから、令和6年度は実施することといたしました。

今年度につきましては、国が介護報酬の臨時改定を令和8年度に予定しているとの報道はあるものの、その具体的内容が不明であること、令和7年度中に何らかの対策を講じる予定も見られないことから、昨年度同様に10%上乘せ対策を実施する予定で、今会議へ補正予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今日、高知新聞を見ておられますと、ちょうど朝刊に「訪問介護倒産85件、最多」という記事が載っております。この中にこういうふうに書いております。「訪問介護事業所は、自宅などで暮らす要介護高齢者を支えるのに必要なサービスで、事業者が減れば、住み慣れた地域で安心して老後を過ごしたいというニーズに応えられなくなるおそれがある。」と、都道府県別では高知県は1件倒産があったというふうになっております。大変厳しい状況が続いておりますが、国のほうもですね、高市総理などの政策を聞きますと、前倒しをしてでもこれを支援していくというようなこともありました。まだ実際どのような形になるのかという姿が見えていない状況でありますので、課長、今答弁がありましたように、ぜひ本年度よろしくお願いたします。

以上で、健康推進課の質問は終わりました。続きまして、土佐清水市と佐川町の交流事業について、生涯学習課長にお聞きいたします。

これは、令和4年12月会議におきまして私が提案させていただきました。当時の泥谷市長も大変前向きに取り組んでいただきまして、第1回目として、昨年6月に佐川町立のサッカー場におきまして、元なでしこジャパンの川澄選手と現日本代表ゴールキーパーの平尾選手の2人を講師として招聘し、清水と佐川の子供たちのスポーツ交流が開催されたことは、皆さん御案内のとおりでございます。当日は大変大雨にもかかわらず、大勢の方々が参加して大盛況であったと認識しております。本年は土佐清水市で開催することとなっております。当初の予定では、女子プロテニスプレーヤーを招聘して開催するよう進んでいたと思いますが、途中で陸上競技に変更となりました。そして本年、この前ですね、11月15日に清水の総合公園多目的広場において実施するとのことでしたが、直前に急遽中止となったとお聞きしております。

まず、テニスから陸上競技へ変更になった理由、及びその後中止に至った経緯を課長にお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

本市と佐川町の子供たちによるスポーツ交流事業につきましては、昨年度、佐川町で開催しましたサッカーに続き、今年度は社会体育施設の指定管理者であるスポーツクラブスクラムに委託し、本市で硬式テニスによる交流事業を実施することとしておりました。

しかしながら、本年5月に、交流事業の相手先として想定しておりました佐川町ジュニアテニスクラブが解散したとの連絡を受けたことから硬式テニスを断念し、その他の競技を検討し

た結果、本市及び佐川町でジュニアクラブが活動しており、競技人口も比較的多い、陸上競技による交流を行うことを決定したところであります。

また、講師については、高知県教育委員会の紹介により、実業団の富士通株式会社陸上部に現役選手として所属する、男子400メートルの前日本記録保持者である、佐藤拳太郎選手をお招きして、11月15日に、市民体育館において、陸上教室及び足摺海洋館SATOUMIの見学を含めた交流事業を計画しておりました。

今回、当交流事業を急遽延期した理由につきましては、11月12日の午前中に、委託先であるスクラムを通じて、講師の派遣先より、「今回、このタイミングで、今後、世界大会等への出場の可能性のある当該選手を本市へ派遣することについては、社内コンプライアンス的に問題があり、再度社内で検討したい」との連絡がありました。同日午後、「今回の派遣については、正式にお断りしたい」旨の連絡がありました。

当課としましては、子供たちの交流事業であり、何とか別の形で実施はできないかと検討しましたが、佐川町の関係者や委託先のスクラムとも協議し、やむなく延期する判断に至ったものであります。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 今、課長答弁にありましたけれども、社内コンプライアンスのため、派遣できないということは、今回11月11日に市長逮捕ということを受けての対応だったのではないかというふうに思っております。これは一定やはり企業イメージを守るためにも、やむを得ない措置だったのではないかというふうには理解をしておりますが。このこともですね、いかにも市長の責任は重いなというふうには感じております。

そして、課長ですね、この事業は清水と佐川で順番に開催することとなっておりますので、今後どのように対応するのかをお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山本 悟君自席）

○生涯学習課長（山本 悟君） お答えいたします。

今回、延期となりました本市での交流事業については、再度、講師の選定などについて、委託先であるスクラムに依頼し、交流先の佐川町の日程が可能であれば、本年度中に開催したいと考えております。

また、来年度以降の開催につきましては、本交流事業の目的や趣旨を踏まえ、交流の相手先である佐川町担当者や双方のスポーツクラブとも十分に連携・情報共有を図りながら、できる

限り継続する方向で検討を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） この佐川町の反応であります、テニスから、向こうの事情でテニスができないということになりましたので、陸上に変更したということですが、佐川町の担当者の方、それから、佐川の町長からも連絡をいただきまして、大変喜んでおりました。このやっぱり陸上という分野での交流ができるということで喜んでおりましたし、担当課の御努力によって、なかなかいい講師を予定されておりましたので大変喜んでおりましたが、こういうふうに残念な結果になりました。このことは、先ほど来言っておりますけど、前市長の責任は非常に重いなというふうに思っております。

これ、課長、年内、年度内というお考えもあるようですが、ぜひこの陸上でやっていただきたい。本市としてもですね、陸上に教育長なんかも力を入れていきたいというようなお話もいただいておりますので、これはぜひそういう形で続けていただきたいというふうにお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、特別養護老人ホームしおさいのみとりについて、濱田園長にお聞きしたいと思います。

このことは昨年6月にも質問をいたしましたし、その以前にも質問をいたしました。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 濱田三幸君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（濱田三幸君） お答えいたします。

昨年の6月会議で御質問いただき、答弁では「公立施設であるしおさいは、当然、みとりの実施を求められるものですので、まずは職員の研修や勉強会を行い、施設全体でみとりケアを実施するという共通認識、情報の共有など体制整備を進めるとともに、土佐清水市在宅医療多職種連携協議会で、もしものときのために、土佐清水市版事前指示書を作成し、今年度から市民の皆様にご報告していただくこととなっておりますので、しおさいにおいても、この事前指示書を活用し、改めて利用者様と御家族、施設・病院を含めて話し合う機会を設けてまいります」と答弁させていただいたところです。

これ以降の取組としましては、みとりケア実行委員会を立ち上げ、第1回を令和6年7月9日に開催し、令和6年度は全6回開催しまして、平成27年に作成した指針や要綱について

協議し、改正するなど準備を進め、その上で令和7年4月1日より、しおさいとしてみとりケアを実施する旨、県にも届出しています。

また、職員研修は、令和6年12月9日に高知市の特養施設職員をお招きし、「特養で実践するみとり介護」と題して、施設内の多職種連携や家族との連携など、これまで取り組まれた事例も踏まえて講演していただき、施設でのみとりについて理解を深められたところです。

利用者様に関しましては、令和6年7月17日より、全利用者の身元引受人に事前指示書の文書を送付し、もしものとき緊急時の延命治療について考えていただきまして、現時点では59名の御家族から返信があり、そのうち11名は医師も交えての説明を終え、9名が医師の事前指示書及び同意書の作成が完了しております、残り2名は同意書の提出を待っている状況です。

事前指示書・同意書の作成が完了している9名のうち、1名のみ、しおさいでの最期を希望されていますが、あと8名の方は、そのときの状況で病院に搬送など判断したいとの意向もあることから、現時点では、しおさいでのみとり希望について意向の確認はしていませんが、今後、医師がみとり期に入ると判断される状況になれば、その時点で再度、医師からの説明と意向の確認を行うこととしております。

令和7年度に入りましても実行委員会はこれまで5回開催し、エンゼルケアや職員体制について継続して協議しております。また、年明け1月か2月には、再度、高知市の特養施設職員により、具体的な事例を紹介していただき、しおさいの施設・体制に落とし込めるような研修を計画しているところであります。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 8番、吉村政朗君。

（8番 吉村政朗君発言席）

○8番（吉村政朗君） 園長の答弁によりますと、令和7年4月1日より、しおさいとして、みとりケアを実施するとして、県のほうにも届出を出しているということであったと思います。これ一定進んでいるようですが、まだまだ実際受入れ体制ができているとは言えない状況ではないかと思っております。これ結局、届出をしていないと、俗に言う、みとり加算ですね。加算措置も適用されないこともあってですね、県のほうに、こんな言い方はどうか分かりませんが、取りあえず、みとりをしますよという提案を出していて、実際じゃあみとりができるかという、今のところ厳しいのではないかと。これはしおさいに限らず、各施設非常にこれみとりに大変苦勞しておりますが、これから日本もですね、多死社会に備えて、大きな柱の一つとして、みとりを位置づけておりますし、現在ショートステイなんかも、みとり連携加算や介護老人保健施設でのターミナル加算が見直しされるなど体制を強化してきております。しおさい

は、何度もこの場で申し上げましたけれども、本市の公設の特別養護老人ホームとしての施設としての役割は大変大きいものがありますので、このみとり、次また質問をさせていただきたいと思いますが、そのときにはですね、もういつでもみとりがスタートできるという体制を組んでいただいて、もう大丈夫ですよという答弁がいただけるようにですね、濱田園長、ぜひ、職員の意識改革から始まってですね、もろもろいろいろおさかい今大変なことは百も承知しておりますが、重ねてお願いをしておきたいと思います。このことをまたの機会に取り上げたいと思っております。園長、ありがとうございました。

いずれにいたしましても、市長逮捕の影響が、先ほどのスポーツ交流等あちこちに出てきております。先ほども言いましたけども、特に来年度の当初予算、これどうやって組むんだろかなと私は大変心配をしております。取りあえず、基礎的な予算編成をして、通年議会の強みを生かしてですね、恐らく、議会、議会を臨時的と言いますか、それをやっていって補正予算でつないでいくのかなという気はしております。選挙がですね、1月18日、その日には新しい市長ができて、それからすぐに当初予算が組めるとは思っておりませんが、職員の方、ぜひですね、体に気をつけて、当初予算を見事に仕上げてくださいようお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時01分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、市議会議案第11号「議員永野裕夫君に対する議員辞職勧告決議」について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第11号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、谷口佳保君。

（4番 谷口佳保君登壇）

○4番（谷口佳保君） 議員永野裕夫君に対する辞職勧告決議

11月11日の程岡市長と永野議員の逮捕は、市職員と私たち市議会議員、そして市民に大

きな衝撃を与える出来事であった。

永野裕夫議員に対し、次のとおり理由を示し、辞職を勧告する。

1 永野議員の逮捕容疑は「最低制限価格の漏えい」であり、もしこれが事実であるとすれば、公正・公平であるべき入札制度を根底から覆す行為である。しかも入札を主宰し発注する側の市長と議決権を行使する議員が共謀して入札情報を漏えいしたとされており、その悪質性は際立っている。

2 現在、市民からは、「市政への信頼は完全に崩れた」、「怒りを通り越して深い失望を感じる」、「このまま議員の職にとどまるのは、市民への裏切りである」など、激しい怒り、深刻な不信、強い落胆の声が私たち議員にも数多く寄せられている。

3 永野議員は、入札や契約事務が公正に行われているかどうかをチェックする立場にある議会選出の監査委員でもある。その監査委員が入札情報の漏えいに関与し起訴されていることは、責任感と使命感に欠け極めて悪質なルール違反と言わざるを得ない。

4 永野議員のこれらの悪質な行為は、政治に携わるものとしての倫理や資格が問われる問題である。

5 12月2日、永野議員は、程岡市長とともに起訴処分となった。市民の負託に応えることができない状況にある以上、自ら進退を明確にすることこそが、信頼回復の第一歩である。

6 永野議員は、程岡市長が12月1日に議会の同意を得て辞職したことを見習い、速やかに「辞職願」を議長に提出し辞職すべきである。

7 永野議員には、被告人としての「推定無罪」が適用されるが、市議会議員として公職にある者が、「刑事事件で逮捕及び起訴される」だけで市政や議会への信用を失墜させることになり、その責任は極めて重く、議員辞職に値するものと言わざるを得ない。

以上の理由により、永野議員は速やかに辞職することを勧告する。

以上、決議する。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ、通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております市議会議案第11号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

市議会議案第11号について、原案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、市議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明12月9日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時07分 延 会